

令和7年度指導監査の実施方針及び重点事項について

1 指導監査実施方針

少子高齢化や核家族化の進展等により福祉ニーズが多様化している中、社会福祉法人は福祉サービスの供給の中心的な担い手として貢献しており、社会福祉法人が地域で果たす役割は、大きくなっています。

本市では、福祉サービスの質の向上を図るとともに、平塚市所管の社会福祉法人の適正かつ円滑な法人運営及び社会福祉事業の経営を確保するため、平塚市社会福祉法人指導監査実施要綱や関係通知等に基づき、神奈川県と連携し、次のとおり指導監査を実施します。

なお、指導監査において重大な問題又は不祥事が発覚した法人に対しては、改善が認められるまで継続的に指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

原則3年に1回、指導監査を行います。ただし、文書指摘事項のあった場合又は必要と認める場合は2年に1回実地監査を行います。

イ 臨時指導監査

定期指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に指導監査を実施します。

(2) 特別指導監査

定期指導監査等において法人運営に法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営に重大な問題を有する法人に対して、特別に指導監査を実施します。

2 指導監査重点事項

法人運営体制の確保状況

○評議員、評議員会に関する事項について（就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）

○役員、理事会に関する事項について（就任手続き、招集手続き、議事録、特別利害関係の確認など）

○理事長への理事会からの委任等が適正か（理事長等専決の範囲が適正に定められているか、定款施行細則に従って行っているか、理事長等の職務執行状況の報告が適正に行っているかなど）

○稟議書について（決裁の根拠を説明する資料が添付されているか）

○現金・預金等の管理について（現金・預金等の管理体制は適正か）

○契約方法に関する事項について（利益相反取引を理事会で議論しているか、随意契約が適正かなど）